

(写)

前橋市教育委員会告示第4号

前橋市教育委員会2月定例会を次のとおり招集します。

令和8年2月6日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

- 1 日 時 令和8年2月13日(金) 午後2時
- 2 場 所 市役所11階南会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第3号 令和8年第1回定例市議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
 - (2) 議案第4号 令和8年第1回定例市議会提出予定議案(事件)の作成に対する意見について
 - (3) 議案第5号 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について
 - (4) 議案第6号 前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について
 - (5) 議案第7号 県費負担教職員(管理職)人事の内申について

令和8年2月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

- (1) 議案第3号 令和8年第1回定例市議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
- (2) 議案第4号 令和8年第1回定例市議会提出予定議案(事件)の作成に対する意見について
- (3) 議案第5号 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について
- (4) 議案第6号 前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について
- (5) 議案第7号 県費負担教職員(管理職)人事の内申について

3 その他

- (1) 行事について(総務課)
- (2) 前橋市学校部活動の地域展開に向けた推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果と推進計画の確定について(学校教育課)
- (3) 第3回前橋市社会教育アドバイザー会議の開催結果について(生涯学習課)
- (4) 令和7年度第4回社会教育委員会議の開催結果について(生涯学習課)

※下線については、当日送付

教育委員会議案第 5 号

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 2 月 1 3 日 提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和8年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年前橋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「置くことができる」を「置く。（ただし、幼稚園、高等学校を除く）」に改める。

第7条第1項中「前日」を「7日前」に改める。

第8条第1項中「提出しなければならない。」の下に「ただし、教育長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。」を加え、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「団体が」の次に「行事等で一時的に」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれらに準ずるこども主体の団体が利用する場合

第8条第4項を同条第3項とする。

第9条第5号及び第10条第3号中「学校長」を「校長」に改める。

第16条を削る。

第17条中「の一部」を削り、同条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について（議案第5号）

学務管理課

1 改正の理由

使用料の免除の要件及び開放管理者の終了に係る見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 使用料の免除に関する規定を改正し、免除の要件を(1)市が主催し、又は共催する事業で利用する場合、(2)市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が行事等で一時的に利用する場合、(3)市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれらに準ずることも主体の団体が利用する場合に改める。

(2) 開放管理者について、規定した条を削除する。

3 施行期日

令和8年4月1日

前橋市立学校の施設の利用に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(学校施設利用運営委員会)</p> <p>第5条 学校の通学区域単位に学校施設利用運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。<u>(ただし、幼稚園、高等学校を除く)</u></p> <p>2～3 省略</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第7条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の7日前までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。<u>ただし、教育長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる<u>団体が行事等で一時的に利用する場合</u></p> <p>(3) <u>市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれらに準ずることも主体の団体が利用する場合</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第9条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) その他<u>校長</u>が教育上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育長は、学校施設利用許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学校施設の利用を制限し、若しくは中止させ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>(学校施設利用運営委員会)</p> <p>第5条 学校の通学区域単位に学校施設利用運営委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第7条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の前日までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号又は第2号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができる。この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができるものとする。</u></p> <p>4 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる<u>団体が利用する場合</u></p> <p>(3) <u>第6条第2項の規定による登録を受けた利用団体が、当該学校施設利用団体登録申請書に記載した利用目的で利用する場合</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第9条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) その他<u>学校長</u>が教育上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育長は、学校施設利用許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学校施設の利用を制限し、若しくは中止させ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>

<p>(3) その他校長が教育上又は学校施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(事務の委託) <u>第16条</u> 教育長は、学校施設の利用に関する事務を委員会に委託することができるものとする。</p> <p>(書類の様式) <u>第17条</u> 省略 (委任) <u>第18条</u> 省略</p>	<p>(3) その他学校長が教育上又は学校施設の管理上支障があると認めるとき。 (開放管理者) <u>第16条</u> 学校の通学区域単位に開放管理者を置くことができる。</p> <p>2 開放管理者は、教育長が委嘱する。</p> <p>3 開放管理者は、学校施設の利用に関し必要な指導を行うことができる。</p> <p>(事務の委託) <u>第17条</u> 教育長は、学校施設の利用に関する事務の一部を委員会に委託することができるものとする。</p> <p>(書類の様式) <u>第18条</u> 省略 (委任) <u>第19条</u> 省略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教育委員会議案第6号

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月13日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和8年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則（平成21年前橋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「。」を削る。

第6条第1項中「属する月の前月の20日」を「7日前」に改める。

第7条第1項中「提出しなければならない。」の下に「ただし、教育長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。」を加え、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「団体が」の次に「行事等で一時的に」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれらに準ずるこども主体の団体が利用する場合

第7条第4項を同条第3項とする。

第8条第5号及び第9条第3号中「学校長」を「校長」に改める。

第11条第1項を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前橋市行政財産使用料条例第6条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書に、必要な書類を添えて教育長に申請しなければならない。

第11条第2項を同条第1項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について
(議案第6号)

学務管理課

1 改正の理由

使用料の免除に係る要件の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

使用料の免除に関する規定を改正し、免除の要件を(1)市が主催し、又は共催する事業で利用する場合、(2)市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が行事等で一時的に利用する場合、(3)市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれらに準ずるこども主体の団体が利用する場合に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則新旧対照表(案)

改正案	現 行
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) 市内団体</p> <p>(2) 省略</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第6条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の<u>7日前までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 省略</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。<u>ただし、教育長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。</u></p> <p>2 省略</p> <p><u>3 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が<u>行事等で一時的に利用する場合</u></p> <p><u>(3) 市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれらに準ずることも主体の団体が利用する場合</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) その他<u>校長</u>が教育上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 教育長は、第6条第2項に規定する利用許可書の交付を受けた団体(以下利用団体という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を制限し、若しくは中止させ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) その他<u>校長</u>が教育上又は学校施設の管理上支</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) 市内団体</p> <p>(2) 省略</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第6条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の<u>属する月の前月の20日までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 省略</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができる。この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができるものとする。</u></p> <p><u>4 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が利用する場合</p> <p><u>(3) 第5条の規定に基づき団体の登録をした市内の団体が、団体本来の活動目的で利用する場合</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) その他<u>学校長</u>が教育上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 教育長は、第6条第2項に規定する利用許可書の交付を受けた団体(以下利用団体という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を制限し、若しくは中止させ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) その他<u>学校長</u>が教育上又は学校施設の管理上</p>

障があると認めるとき。
(使用料の還付)
第11条 前橋市行政財産使用料条例第6条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書に、必要な書類を添えて教育長に申請しなければならない。

支障があると認めるとき。
(使用料の還付)
第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用料の一部又は全部を還付することができる。
(1) 利用者の責に帰さない理由により学校施設が利用できなかったとき。
(2) 利用しようとする日の6日前までに前条に規定する学校施設利用取消申請書を提出し、教育長がこれを認めたとき。
2 使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書に、必要な書類を添えて教育長に申請しなければならない。

教育委員会議案第7号

県費負担教職員（管理職）人事の内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定に基づき、令和8年4月1日付け県費負担教職員（管理職）人事を次のとおり内申しようとする。

令和8年2月13日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

教育委員会3月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	日	児童文化センター演劇クラブ令和7年度後期公演		児童文化センター	教育支援課
		中学生・多様な学びの日			学校教育課
2	月	市立前橋高等学校卒業式		前橋高等学校	前橋高等学校
3	火	令和8年第1回定例市議会開会(～3月26日まで)		議場	
4	水	市立前橋高等学校令和8年度入学者選抜試験合格発表		前橋高等学校	前橋高等学校
5	木				
6	金	第60回(令和7年度)前橋市民展覧会書道部門開催 ～3/8(日)	10:00～17:30	昌賢学園まえばしホール	生涯学習課
7	土	児童文化センターボランティアの会サンキュー祭り		児童文化センター	教育支援課
		親子自転車乗り教室	9:00～11:00	児童文化センター	教育支援課
		高等学校連携事業 市立前橋高等学校吹奏楽部演奏会 「夜の図書館で聴く吹奏楽の響き」	18:00～18:40	図書館中央図書室	図書館
8	日				
9	月	代表質問		議場	
10	火				
11	水	総括質問1日目		議場	
12	木	総括質問2日目		議場	
13	金	市立中・特別支援学校卒業式		各学校	学校教育課
14	土	新小学一年生おはなし会 一年生になるんだもん!	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
		親子自転車乗り教室	9:00～11:00	児童文化センター	教育支援課
		中学生・多様な学びの日			学校教育課
15	日	中学生・多様な学びの日			学校教育課
16	月	明寿大学卒業式		中央公民館ホール	生涯学習課
17	火	教育委員会定例会	14:30～15:30	市役所11階北会議室	総務課
18	水				
19	木	市立幼稚園修了式(卒園式)		各幼稚園	教育支援課
		教育福祉常任委員会(予算審査)			第一委員会室
20	金	春のこどもフェスティバル	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
21	土	～野村たかあき作品いっぱい～春よこいこいおはなし会	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
		第60回(令和7年度)前橋市民展覧会授賞式	10:00～11:30	中央公民館ホール	生涯学習課
22	日				
23	月	市立幼稚園終業式		各幼稚園	教育支援課
24	火	市立小学校卒業式		各学校	学校教育課
		市立前橋高等学校終業式		前橋高等学校	前橋高等学校
25	水				
26	木	市立小・中・特別支援学校修了式		各学校	学校教育課
27	金				
28	土	中学生・多様な学びの日			学校教育課
29	日	中学生・多様な学びの日			学校教育課
30	月				
31	火				

教育委員会4月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	水				
2	木				
3	金				
4	土				
5	日				
6	月	明寿大学入学式		中央公民館ホール	生涯学習課
7	火	市立小・中・特別支援学校始業式・入学式		各学校	学校教育課
		市立幼稚園始業式		各幼稚園	教育支援課
8	水	市立前橋高等学校始業式・入学式		前橋高等学校	前橋高等学校
		市立幼稚園入園		各幼稚園	教育支援課
9	木				
10	金				
11	土				
12	日				
13	月				
14	火	教育委員会定例会	14:30～15:30	市役所11階北会議室	総務課
15	水				
16	木				
17	金	第5回前橋市はたちのつどい企画運営委員会	19:00～21:00	中央公民館507会議室	生涯学習課
18	土				
19	日				
20	月				
21	火				
22	水				
23	木				
24	金				
25	土				
26	日				
27	月	子ども会育成団体連絡協議会総会	19:00～21:00	総合福祉会館ホール	生涯学習課
28	火				
29	水				
30	木				

前橋市学校部活動の地域展開に向けた推進計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）
の実施結果について

学校教育課

1 意見募集期間

令和7年12月1日(月) ～ 12月26日(金)

2 意見提出者及び意見数

- ・意見提出者数：17人
- ・意見提出件数：18件

3 意見の概要及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

No.	意見の概要	市の考え方
1	地域クラブの運営や指導スタッフを保護者やボランティアに頼りすぎると、様々な問題が心配される。責任の重さや業務量に見合った報酬を支払い、有資格者等の適切な人材を充てるべきである。	地域クラブの運営に保護者やボランティアの方が関わってくださるのは、学校を含む地域全体で支える地域展開の理念にかなっています。しかし、指導の中心となるのは、専門性など適切な資質・能力をもった方をお願いすべきと考えます。指導者を確保するため、引き続きまちづくり公社による指導者バンクの充実を図ってまいります。
2	希望する教員が地域クラブの指導をすることを推奨してほしい。	現在でも、希望する教員が地域クラブの指導を行えるようにする兼職兼業制度が運用されています。今後も、希望者本人の意思を尊重することが大切であると考えます。
3	地域クラブの運営主体はどこで、中体連との関係はどうなるのか。新たな運営母体・リーダーシップをどう考えるのか。	現在は、市教育委員会、スポーツ課、文化国際課、前橋市まちづくり公社が連携しながら進めています。今後は、本市全体の地域クラブを統括・運営する組織が必要であり、どのような組織にしていくのが今後の課題と考えています。活動の監督、財政支援などを総括的に担う組織の統合を検討していきます。スポーツ競技については当面は中体連と並行した活動となるため、相互の連携・協力が大切になると考えています。

4	令和9年9月から休日の部活動がなくなるが、大会はどうなるのか。	地域クラブとしての出場が可能となるよう、中体連等と協議していきます。
5	学校に部活動がなくても、市の中体連大会に出場できるようにしてほしい。	国から出されたガイドラインでは、大会の引率を教員以外でも可能としたり、地域クラブの大会参加を保証する認定制度を創設したりすることが提言されています。本市も、部活動に限らず、生徒が大会やコンクール等に円滑に参加できるようにする認定制度について検討していきます。
6	部活動は全生徒を対象に行われてきたが、経済状況の異なる地域クラブ活動を同様に行っていくことはできない。全生徒が運動や文化活動を広く選べる環境は終わり、できる範囲のことを選べる人が行うものと割り切るべき。	スポーツや文化芸術活動に対する生徒の多様なニーズに応えられるようにするためには、多くの選択肢が必要です。地域展開により自分に合った活動を見つけやすい環境づくりにつながると考えています。部活動に代わる地域クラブ活動は、保護者の経済的負担が極力少ないものになるよう検討していきます。
7	先生に代わり地域の経験者や保護者が指導者になり、学校施設で、やる気のある子がやりたいただけできるようにしてほしい。	教員ではない人が指導者である地域クラブが、学校施設を使って活動できる制度を運用しています。
8	部活動は放課後に友達と楽しく活動するくらいでよく、休日にまでやる必要性を感じない。暑い夏も活動しないほうがよい。専門的にやりたい子は違うところでやればよい。	部活動に代わる地域クラブは、休日の活動の有無、平日の活動日数など、どの程度活動するかは各クラブで決定するため、生徒それぞれのニーズに応じた参加が可能となると考えています。また、地域クラブができることで、既存のクラブチームやスクールも合わせ、生徒の選択肢が広がることが想定されます。
9	地域クラブの運営は多額の費用がかかるため、現在の補助金の増額をはじめ、市の財政的な支援が必要である。	地域クラブ活動の原資は保護者負担が原則ですが、保護者負担をできるだけ低廉とすること、経済的に困窮する世帯には適切な支援を行うことが国のガイドラインにも示されています。本市としても、保護者に過度の負担をかけないように、市としての財政支援や学校を含む市有施設の減免利用等を検討していきます。
10	自力移動が困難な遠隔地にある地域クラブでも活動ができるよう、交通手段の確保や割引制度などを検討してほしい。	自力移動が可能となるよう、各地域に偏りなく地域クラブが設置されるよう働きかけていきます。器械体操など、専門的な設備のある限られた場所でしか活動できないものについては、

		公共交通機関の効果的な活用など、移動にあたっての支援方法を検討していきます。
11	部活動には、学校の一員として頑張ったり、人間関係を学んだり、社会性を育んだりするなどの良さがあった。また、自由参加の活動となれば、何もしないで放課後を過ごす子が増える。部活動をなくさないでほしい。	部活動はこれまでの中学校教育の中で、生徒の成長に多大な役割を果たしてきました。しかし、生徒数の減少により、学校ごとの部活動の存続は難しくなっています。そのため、部活動に代わる地域クラブにおいても、部活動が果たしてきた教育的意義を継承することが不可欠なことと考えています。
12	高校も地域展開してほしい。	国のガイドラインは、中学校生徒を主な対象としながらも、このガイドラインを参考に高校においても実情に応じて必要な取組を進めることが望ましいとしています。
13	地域クラブは部活動をしない休日に活動しているので、その日に部活動が入るのは困る。	まずは休日の部活動を地域展開することを目指していますので、さらに学校側の理解と協力が得られるよう働きかけていきます。

※取りまとめの都合上、同様のご意見をまとめた上、適宜要約しています。

第 3 回 前橋市社会教育アドバイザー会議の開催結果について

生涯学習課

会議名	第 3 回前橋市社会教育アドバイザー会議
日時	令和 7 年 1 2 月 2 3 日 (火) 1 0 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分
場所	オンライン開催 (ホスト:教育委員室)
出席者	(委員) 牧野委員長 (オンライン)、井熊委員 (オンライン)、佐藤委員 (オンライン)、茂木委員 (対面) (市教委) 吉川教育長、酒井指導担当次長、宇次生涯学習課長、他 2 人
会議の目的 (開催趣旨)	本市社会教育について今日的・全国的課題と地域的課題の両面から検討し、社会教育にかかる目標設定の指針となる中・長期的なビジョン (社会教育ビジョン) をまとめるため、有識者から助言を頂き、意見交換を行うこと
主な議題	1. 前橋における社会教育ビジョン策定の意義と具体化について協議した ①社会教育とは何か (目的、価値など) ②社会教育に活かす「前橋らしさ」とは何か ③ビジョン策定により期待される変化
結果概要	協議事項に対して牧野委員長ほか各委員から、活発な意見が出され、改めてビジョンのあり方をしっかり考え、ビジョンをつくる意味を確認した。 主な意見等は以下の通り
主な意見等	○社会教育は「人と人のつながりを耕す営み」であり、社会への信頼を育む土壌。学校教育だけでは対応できない孤立や格差に対し、安心できる居場所をつくることが本質。学びを通じて社会に「ここにいていい」という感覚を広げる役割を担う。 ○学生の体験から「体験格差」の深刻さを痛感。経済や教育格差と同様に、体験機会の不足が成長に影響。公民館や図書館など地域資源で体験を保障し、社会教育士が伴走する仕組みが不可欠。 ○公民館文化祭は市民文化の祭典。活動同士のつながりを深めれば、前橋らしさの核になる。文化協会との連携や市民活動のネットワーク化が課題。 ○自治会加入率が全国平均 70%に対し前橋は 85%前後。この強みを社会教育と結びつけることで、地域学校協働活動や子どもの居場所づくりにいかせる。 ○学校・地域・文化資源を結びつけ、学び合う場を広げる。ICT 活用と人間関係のバランスを取りながら、社会教育を基盤にした新しい学びの循環をつくる。 ○安心できる居場所があることで意欲が湧き、学びが始まり、関わりが生まれる。学校と地域の境界を柔らかくし、子どもと大人が自然に交わる場を増やす。

令和 7 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議の開催結果について

生涯学習課

会議名	令和 7 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議
日時	令和 8 年 1 月 2 6 日 (月) 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分
場所	前橋市中央公民館 5 0 1 ・ 5 0 2 学習室
出席者	(委員：7 人) 佐藤議長、土田委員、栗木委員、張委員、宮内委員、簗輪委員、生方委員 (欠席委員：5 人) (市教委) 吉川教育長、高松教育次長、酒井指導担当次長、宇次生涯学習課長、他 4 人
議題	(1) 社会教育ビジョンについて (2) 社会教育関係団体に対する補助金について
結果概要	(1) 事務局から社会教育ビジョンの概要説明を行った後、「前橋らしさを社会教育に活かすには」をテーマに KPT 法 (ケプト法) によるグループワークを実施し、委員の皆様から多角的なご意見をいただいた。 (2) 社会教育法第 1 3 条の規定に基づき、令和 8 年度の社会教育関係団体に対する補助金について事務局から概要を説明後、意見聴取を行い、異議なしとされた。
主な意見等	○地域にはさまざまな課題があるものの、それが必ずしも「学ぼう」という意欲に直結するわけではない。社会教育において人が動くモチベーションとは何かを考えると、人の心を動かし、学びへ向かわせる「核」となる概念や考え方、主張、受け止め方といったものを、どのように形にできるかが重要になる。そうした根本的な部分をうまく言語化できれば、それ自体が社会教育ビジョンにつながるのではないかと。 ○前橋では、公民館と図書館が一体となっているという強みを生かし、両者が連携した多様な施策につなげていけるのではないかと。「読書」をキーワードにすることで、学校だけでなく、図書館・地域の間など、さまざまな場所で学ぶ機会をつくれるのではないかと。 ○前橋らしさを社会教育にいかすためには、さまざまな課題に対して前橋なりのアプローチを積み重ねていくことが、結果として前橋らしさにつながるのではないかと。